平成３０年１２月１２日成田市条例第４１号

成田市下水道事業の設置等に関する条例

（下水道事業の設置）

第１条　都市の健全な発展及び公衆衛生の向上を図るとともに，公共用水域の水質の保全に資するため，下水道事業を設置する。

（法の適用）

第２条　地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号。以下「法」という。）第２条第３項及び地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１条第２項の規定により，下水道事業に法第２条第２項に規定する財務規定等を適用する。

（経営の基本）

第３条　下水道事業は，常に企業の経済性を発揮するとともに，公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

２　下水道事業は，下水道法（昭和３３年法律第７９号）第４条第１項に規定する事業計画に基づき実施するものとする。

（重要な資産の取得及び処分）

第４条　法第３３条第２項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は，予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては，その適正な見積価額）が２，０００万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き，土地については，その面積が１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第５条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第８項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は，当該賠償責任の免除に係る賠償額が２０万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第６条　下水道事業の業務に関し法第４０条第２項の規定により条例で定めるものは，負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が１００万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が１００万円以上のものとする。

（会計事務の処理）

第７条　法第３４条の２ただし書の規定に基づき，下水道事業の出納その他の

会計事務のうち，次に掲げるものに係る権限は会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務の一部

(2) 公金の保管に関する事務

（業務状況説明書類の作成）

第８条　市長は，下水道事業に関し，法第４０条の２第１項の規定により，毎事業年度４月１日から９月３０日までの業務の状況を説明する書類を１１月３０日までに，１０月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を５月３１日までに作成しなければならない。

２　前項の業務を説明する書類には，次に掲げる事項を記載するとともに，１１月３０日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を，５月３１日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前各号に掲げるもののほか下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

３　天災その他のやむを得ない事故により，第１項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合において，市長は，できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この条例は，平成３１年４月１日から施行する。